

大阪大学産業科学研究所附属量子ビーム科学研究施設共同利用専門委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所附属量子ビーム科学研究施設規程第6条第2項の規定に基づき、産業科学研究所附属量子ビーム科学研究施設共同利用専門委員会（以下「共同利用専門委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 共同利用専門委員会は、量子ビーム科学研究施設の共同利用に関し必要な事項について審議する。

(組織)

第3条 共同利用専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 量子ビーム科学研究施設長
 - (2) 量子ビーム科学研究施設の兼任教授
 - (3) 産業科学研究所附属量子ビーム科学研究施設運営委員会内規第3条第1項第2号の委員
 - (4) 理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、基礎工学研究科、生命機能研究科、微生物病研究所、たんぱく質研究所、接合科学研究所、レーザーエネルギー学研究センター及び核物理研究センターから選ばれた専任教授 各1名
 - (5) その他専門委員会が必要と認めた者
- 2 委員は、産業科学研究所長が委嘱する。
- 3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 共同利用専門委員会に委員長を置き、量子ビーム科学研究施設長をもって充てる。

2 委員長は、共同利用専門委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 共同利用専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を共同利用専門委員会に出席させることができる。ただし、議決に加えることはできない。

(議事)

第6条 共同利用専門委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 共同利用専門委員会の議事は、特に定める場合のほか、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 休職中の者及び海外渡航中の者は、第1項の定足数から除外することができる。

(ワーキンググループ等)

第7条 共同利用専門委員会は、必要に応じて、ワーキンググループ等を置くことができる。

2 ワーキンググループ等に関し必要な事項は、共同利用専門委員会が別に定める。

(事務)

第8条 共同利用専門委員会に関する事務は、産業科学研究所事務部で行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、共同利用専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

2 大阪大学産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンター加速器量子ビーム実験室共同利用専門委員会内規（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。